

所得稅法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。

第七条第一項第五号中「掲げるもの」の下に「（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十一条
第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる外国法人については、第一百六十二条第一号の二
に掲げるものを除く。）」を加える。

第十三条第一項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第二編第二章第二節第三款中第四十四条の次に次の一条を加える。

（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）

第四十四条の二 居住者が第九十五条第一項から第三項まで（外国税額控除）の規定の適用を受けた年の
翌年以後の各年においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に
規定する外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額されることとなつ

た日の属する年分における同条の規定による外国税額控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、その者の当該年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第七十八条第一項中「こえるとき」を「超えるとき」に、「こえる金額」を「超える金額」に改め、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に、「こえる場合」を「超える場合」に改める。

第九十五条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

4 居住者が納付したこととなつた外国所得税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年の前三項の規定の適用については、政令で定めるところによる。

第一百二十条第三項中「掲げる書類」を「定める書類」に、「添付し」を「添付し、」に改め、同項第一

号中「医療費控除」の下に「社会保険料控除（第七十四条第二項第五号（社会保険料控除））に掲げる社会保険料に係るものに限る。）」を加える。

第一百六十一条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 国内において民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。）に基づいて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

第一百六十四条第一項第四号イ中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第一百七十四条第七号中「本邦通貨」の下に「又は当該外国通貨以外の外国通貨」を加える。

第一百七八条中「国内源泉所得」の下に「その外国法人が法人税法第一百四十二条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第一百六十一条第一号の三から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、」を加える。

第一百七十九条第二号中「第一百六十一条第一号の二」を「第一百六十一条第一号の三」に改める。

第一百八十条第一項第一号中「該当する法人」を「該当する法人（第一百六十一条第一号の二（国内源泉所

得)に規定する組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。)である法人(以下この項において「組合員である法人」という。)にあつては、政令で定めるものに限る。」に改め、「(国内源泉所得)」を削り、「同条第一号の二」を「同条第一号の三」に改め、同項第二号及び第三号中「該当する法人」を「該当する法人(組合員である法人にあつては、政令で定めるものに限る。)」に改める。

第一百九十条第一号口中「記載されたもの」の下に「第一百九十六条第二項(保険料等の支払を証する書類の提出等)」に規定する社会保険料の金額及び」を加え、「第一百九十六条第二項(保険料等の支払を証明する書類の提出等)」を「同項」に改める。

第一百九十六条第二項中「同項第二号」を「支払った同項第二号に規定する社会保険料(第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。)の金額若しくは前項第二号」に、「提出し」を「提出し、」に改める。

第二百十二条第一項中「政令」を「その非居住者が第一百六十四条第一項第四号(国内に恒久的施設を有しない非居住者)に掲げる者である場合には第一百六十一条第一号の三から第十二号までに掲げるものに限るものとし、政令」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「第一百八十条第二項」を「その外国

法人が法人税法第百四十二条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には
第一百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第一百
八十三条第一項」に改め、「該当するもの」の下に「及び政令で定めるもの」を加え、同条に次の二項を加
える。

5 第百六十一条第一号の二に規定する配分を受ける同号に掲げる国内源泉所得については、同号に規定
する組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。）である非居住者又
は外国法人が当該組合契約に定める計算期間その他これに類する期間が一年を超える場
合は、これらの期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたと
きは、その一年未満の期間）。以下この項において「計算期間」という。）において生じた当該国内源
泉所得につき金銭その他の資産（以下この項において「金銭等」という。）の交付を受ける場合には、
当該配分をする者を当該国内源泉所得の支払をする者とみなし、当該金銭等の交付をした日（当該計算
期間の末日の翌日から二月を経過する日までに当該国内源泉所得に係る金銭等の交付がされない場合に
は、同日）においてその支払があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第一百三十三条第一項第二号中「第一百六十一条第一号の二」を「第一百六十一条第二号の三」に改める。

第二百四十四条第一項第一号中「該当する者」を「該当する者（第一百六十一条第一号の二）（国内源泉所得）に規定する組合契約を締結している組合員（）に類する者で政令で定めるものを含む。）である者（以下この項において「組合員である者」という。）にあつては、政令で定めるものに限る。）」である者

「第一百六十一条第一号」を「第一百六十一条第一号の二、第二号」に改め、「（国内源泉所得）」を削り、同項第一号及び第三号中「該当する者」を「該当する者（組合員である者にあつては、政令で定めるものに限る。）」に改める。

第一百一十五条第一項中「及び第八号」を「並びに第八号」に、「配当等に」を「配当等及び第一百六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に」に改め、同項第八号中「第一百六十一条第一号」を「第一百六十一条第一号の二（若しくは第二号）」に改め、「（国内源泉所得）」を削る。

第二百一十七条の次に次の一条を加える。

（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）

第二百一十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第 号）第三条第一項

(有限責任事業組合契約)に規定する有限責任事業組合契約(以下この条において「組合契約」とい
う。)によつて成立する同法第二条(定義)に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十
九条第三項(会計帳簿の作成及び保存)に規定する組合員は、財務省令で定めるところにより、当該有
限責任事業組合に係る各組合員(当該組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組
合員を含む。)に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該有限責任事業組合に係る組合員所得に関する
計算書を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなけれ
ばならない。

第二百二十八条の三中「(信託に関する計算書)」の下に「第二百二十七条の二(有限責任事業組合
に係る組合員所得に関する計算書)」を、「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ
等」を「光ディスク等」に、「第二百二十七条」を「第二百二十七条、第二百二十七条の二、」に改め
る。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十八号の二ホ中「及び」を「並びに」に、「第五十九条第一項（資産整理に伴う私財提供等）を「第五十九条第一項及び第二項（会社更生等による債務免除等）」に改める。

第二十五条の見出しを「（資産の評価益の益金不算入等）」に改め、同条第一項中「（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えを除く。）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項に規定する」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 内国法人がその有する資産につき会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 内国法人について民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画認可の決定が

あつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つては、その資産（政令で定めるものを除く。）の評価益の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十五条に次の三項を加える。

- 5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額の益金算入に関する明細（次項において「評価益明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合（第三十三条第三項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価損がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価損明細（次項において「評価損明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価損関係書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

6 税務署長は、評価益明細（評価損がある場合には、評価益明細又は評価損明細）の記載又は評価益関

係書類（評価損がある場合には、評価益関係書類又は評価損関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第三項の規定を適用することができる。

7 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三十二条第二項中「その他の債権」の下に「（次項において「預金等」という。）」を加え、「災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下ることとなつた」を「、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つてその評価換えをする必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた」に改め、「までの金額」の下に「（これらの法律の規定に従つて行う評価換えの場合につては、その減額した部分の金額）」を加え、「当該事業年度」を「これらの評価換えをした日の属する事業年度」に改め、同条第三項中「同項に規定する」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の二項を加える。

3 内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つてゐるときは、その資産（預金等その他政令で定める資産を除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三十三条に次の二項を加える。

5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細（次項において「評価損明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合（第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価益がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価益明細（次項において「評価益明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価益関係書類（次項において「評価益関係書類」

とう。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

6 税務署長は、評価損明細（評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細）の記載又は評価損関係書類（評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第三項の規定を適用することができる。

7 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条の見出しを「（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」に改め、同条第一項を次のように改める。

内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第三号において「会社更生法等」という。）の規定による更生手続開始の決定があつた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第

二条第十八号の二リ（定義）に規定する個別欠損金額を含む。）で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該更生手続開始の決定があつた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合 その債務の免除を受けた金額

二 当該更生手続開始の決定があつたことに伴いその内国法人の役員等（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。次項第二号において同じ。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合 その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

三 第二十五条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。以下この号において同じ。）（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換えをした場合 同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（第三十三条第二項（会社更生法等の規

定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。) (資産の評価損の損金不算入等) の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、当該益金の額に算入される金額から当該損金の額に算入される金額を控除した金額)

第五十九条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に規定する」を「これらの規定に規定する欠損金額に相当する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度(第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。以下この項において「適用年度」という。)前の各事業年度において生じた欠損金額(連結事業年度において生じた第二条第十八号の二に規定する個別欠損金額を含む。)で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額(当該合計額がこの項(第三号に掲げる場合に該当する場合には、第五十七条第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)及び

前条第一項並びにこの項) の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額) に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 これらの事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者 (当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。) から当該債権につき債務の免除を受けた場合
その債務の免除を受けた金額

二 これらの事実が生じたことに伴いその内国法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合
その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

三 第二十五条第三項又は第三十三条第三項の規定の適用を受ける場合 第二十五条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から第三十三条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を減算した金額

第八十二条の十三第二項第四号中「及び」を「並びに」に、「第五十九条第一項 (資産整理に伴う私財提供等) を「第五十九条第一項及び第二項 (会社更生等による債務免除等)」に改める。

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項中「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第十三号中「第五十号」を「第五十四号」に改める。

第十七条の一中「若しくは協同組合又は農事組合法人」を「その他の政令で定める者」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号の二」を「第二十一号」に改める。

附則第八条第三項から第六項までを削る。

別表第一第八号の次に次のように加える。

八の二 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記

(一) 動産の譲渡の登記

申請件数 一件につき一

(二) 債権の譲渡又は質権の設定の登記

(三) (一)又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記

申請件数	万五千円
一件につき一	万五千円

(四) 登記の抹消

申請件数	万五千円
一件につき七	万五千円
千五百円	万五千円
一件につき千	万五千円
円	万五千円

別表第一第十九号の三の次に次のように加える。

十九の四 投資事業有限責任組合契約の登記

(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）

につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三）に掲

げる登記を除く。)

イ 組合契約の効力の発生の登記

ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

ハ 登記の更正の登記

二 登記の抹消

(二) 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登

記 (三)に掲げる登記を除く。)

イ (一)イ及びロに掲げる登記

申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
万円	万円	万五千円	万五千円	万円
一件につき六千円	一件につき一万円	一件につき一万五千円	一件につき一万五千円	一件につき一千円

□ 登記の更正の登記又は登記の抹消

申請件数
一件につき六千円

(三) 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

イ 清算人の登記

申請件数
一件につき六千円

ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

申請件数
一件につき六千円

ハ 清算結了の登記

申請件数
一件につき二千円

二 登記の抹消

申請件数
一件につき六千円

別表第一第二十二号の二を削り、同表第二十八号(一)イ及びロ中「販売場の数」を「免許件数」に、「一